

---

# 保 健 相 談

---

## 動 向

平成20年度から「特定健診・特定保健指導」が始まるため、国（厚生労働省健康局）は平成19年4月から「標準的な健診・保健指導プログラム」（確定版）を発し、実施準備を加速させた。マスコミがメタボリックシンドロームを取り上げ、用語は広く一般に周知された。このことは保健指導の大切さを広めていく大きなきっかけになり、保健指導の質は今まで以上に評価が問われる時代となった。アウトソーシング機関としては、効果の証明された「個別健康支援プログラム」（岡山明等）を導入し、特定保健指導プログラム（図3）を作成、30人いるスタッフの質の標準化を図るとともに外部、内部システムの整備についても準備をすすめた。

平成19年度は、巡回における特定保健指導の試行、人間ドック当日に階層化と動機づけ支援等を試行するため3健保組合をモデルに実施し、協会方式について検討を進めた。

産業保健分野は平成18年に発せられた「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に取り組み、契約事業場の過重労働・メンタルヘルスに対応した保健相談事業に取り組んだ。

### I. 保健相談事業

保健師による二次渉外（業務部に保健師同行）は、事業所における健康管理支援の保健相談業務の企画からの助言と「標準的な健診・保健指導プログラム」等の市町村や健保組合の担当者への説明等を積極的に行った。問合せ27、同行渉外16、契約成立は13（年間契約1、短期契約1、特定保健指導11）であった。

#### （1）年間契約保健相談（26団体）

事業場の安全衛生管理体制や健康問題に応じて支援する。とくに産業医との連携、衛生管理者・看護職・衛生担当者・安全衛生委員会との相互理解を図り、衛生管理活動の推進に協力する事を重視している。効率の良い保健指導として導入する事業場が増加傾向にある健診時面接は、健康診断時に全員面接し生活習慣病予防の保健指導を行なうというスタイルが定着してきた。今年度は事業場の健診システムの変更により健診時面接の人数は減少した。

#### （2）短期契約保健相談（35団体）

短期契約は、事業場の健康管理担当者と連携し、健康診断結果を基にした事後指導と心身の健康づくりを重視した保健相談が主である。

THP活動は、健康の保持増進を目指しており、保健・栄養・運動・ストレス等保健行動のセルフコントロールを重視した健康指導であるが減少傾向が続いている。

#### （3）労災二次健診特定保健指導

労災保険による二次健康診断は生活習慣病外来の中で、脳血管疾患又は心疾患の発生の予防を図るための特定保健指導を実施した。小規模事業所からの受診者が多い。

## II. 健康教育活動

特定保健指導の国・中央レベルの指導者養成研修会に参加するとともに、生活習慣病外来での個別健康教育の実績をもとに、特定保健指導実践者育成研修の企画への協力、特定保健指導の講師として講演等を行った。

## III. 施設内保健相談

施設内保健相談は産業保健分野の施設内での実施と相談窓口の常設（定例外保健相談）で、定例外相談は健康診断受診者の健診結果についての問い合わせや相談、事業所担当者からの健康管理に関する質問等への対応である。

個人受診者への対応を重視し、人間ドックにコーディネーター制を導入、人間ドック・神奈川からがんをなくす会（ACクラブ）の会員制のがん検診等の保健相談はコーディネーターが担当となった。保健相談は1健保組合に人間ドックでの特定保健指導の協会方式を試行、次年度に向け準備を進めた。

外来の保健指導は生活習慣病外来での個別健康支援プログラムの実施とチームで予防を目指した糖尿病外来の保健指導と管理栄養士による栄養指導体制の充実を図った。

---

関係の集計表は157頁に掲載

---